

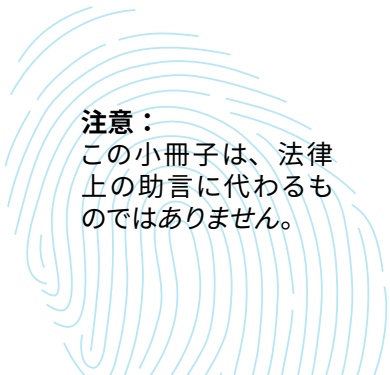
# 知的財産とは？



# What

**注意：**

この小冊子は、法律  
上の助言に代わるも  
のではありません。



# 知的財産とは？



- 知的財産（IP）とは、芸術作
- 品から発明、コンピュータプログラム、商標、その他の商業的標識に至るまで、知性の創造物を指します。

知的財産は幅広い活動を対象としており、文化的生活と経済的生活の両方で重要な役割を果たしています。その重要性は、知的財産権を保護するさまざまな法律によって認識されています。

知的財産法は複雑です。さまざまな種類の知的財産に関連する各種法律や世界の各国や地域の国内法および国際法があります。

この小冊子では、主な知的財産を紹介し、それらが法律でどのように保護されているかについて説明します。また、イノベーションや創造性のための知的財産の活用について専門的に取り組む国連機関、世界知的所有権機関（WIPO）の活動についても紹介します。

人類の進歩と幸福は、新しいアイデアや創造物を生み出す私たちの能力にかかっています。技術の進歩に新しい発明品の開発と適用が必要とされる一方で、活気に満ちた文化は常に新しい表現方法を模索しています。

## なぜ知的財産が重要なのか？

創造性と創意工夫が不可欠です。それらは経済成長を促進し、新しい雇用と産業を創出し、生活の質と満足度を高めます。

知的財産権も重要です。発明家、芸術家、科学者、企業は、イノベーションと創造物の開発に多くの時間、お金、エネルギー、思考を費やしています。これを促すために、彼らには投資に対する公正な見返りを得る機会を提供する必要があります。つまり、彼らに自身の知的財産を保護する権利を与えるということです。

## 知的財産権

基本的に、著作権、特許、商標などの知的財産権は、他の財産権と同じように見なすことができます。知的財産の創作者または所有者は自身のIPの使用方法を管理できるようになるため、作業または創作に費やした投資に対する見返りを得ることができます。

知的財産権は、さまざまな法制度の中で古くから認識されてきました。たとえば、発明を保護するための特許は、15世紀からヴェネツィアで付与

されました。国際法を通じて知的財産を保護するという現代の取り組みは、工業所有権の保護に関するパリ条約（1883）および文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（1886）から始まりました。

こんにち、WIPOが管理する知的財産関連の国際条約は25個以上あります。知的財産権は、世界人権宣言第27条によっても保護されています。



# 知的財産の異なる種類とカテゴリー

知的財産は通常2つの主要カテゴリーに区分されます。:

**工業所有権**には、特許、意匠、商標、地理的表示が含まれます。

**著作権および著作隣接権**は、公演や放送を含む、文学、芸術、科学に関する作品を対象としています。

## バランスをとる

知的財産制度は、創作者と消費者、企業と競合他社、高所得国と低所得国など、さまざまな集団の権利と利益のバランスを取る必要があります。

効率的で公正な知的財産制度は、一般ユーザーや消費者を含む全ての人に利益をもたらします。例、

- 世界中の何百万もの人々に喜びをもたらす数十億ドル規模の映画、録音物、出版、ソフトウェア業界は著作権保護なしでは繁栄しなかったでしょう。
- 特許制度は、研究者と発明者に報酬を与えると同時に、特許出願を公開することで知識を共有することを保証します。これにより、イノベーションが促進されます。
- 商標が保護されることで偽造品が出回るのを防止できるため、企業は公平な競争の場で競うことができ、消費者は安心して純正品を購入できます。

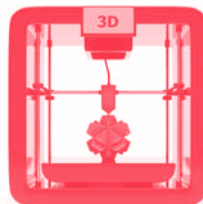
# 特許

- 特許は、現代の法制度で認められた
- 最初の種類の知的財産の1つでした。こんにち、特許を取得した発明は、電灯（エジソンとスワンが保有する特許）からiPhone（アップルが保有する特許）まで、生活のあらゆる部分に浸透しています。

発明の特許を取得することにより、特許権利者はその発明に対する独占的権利を取得します。つまり、権利者は誰もが許可なく発明を使用、製造、または販売することを阻止できます。特許は限られた期間、通常 20 年間存続します。その見返りとして、特許権者は、公開される特許文書で発明の完全な詳細を開示する必要があります。保護期間が終了すると、発明は特許期限切れとなり、誰でもそれを自由に製造、販売、使用できるようになります。

このようにして、特許制度は全ての人に利益をもたらすことを目指しています。：

- 企業と発明者は特許保護期間中に発明からの利益を最大化することができます。
- これにより彼らの努力に対して報酬を与えることができるため、より多くのイノベーションを促し、それらが消費者と一般の人々に利益をもたらします。
- 発明の開示は公共知識に追加され、さらなる研究と発明を可能にし、それらを奨励します。



## 特許の対象

**発明は、何かを行うための新しい方法、または問題に対する新しい技術的解決策を提供する製品またはプロセスとして定義することができます。**

特許保護の資格を得るには、発明は実用的であり、関連する技術分野（弁護士が先行技術と呼ぶもの）の既存の知識体系の一部ではない新しいものを提供する必要があります。しかし、これらの実用性と新規性の要件は十分ではありません。発明には進歩性も含まれている必

要があります。これは、関係技術分野の平均的な知識を持つ人が推測することはできなかった、明白ではない何かを指します。

さらに、発明は特許性のない主題に該当してはなりません。たとえば、多くの国の特許法は、科学理論、数学的方法、植物または動物の品種、天然物質の発見、大量生産法および（医療製品ではない）治療方法を一般的に特許性がないものとして除外しています。

## 特許の取得

ほとんどの知的財産権と同様に、特許には属地主義が適用されます。保護は国内法に基づいて国内で付与されます。国によって法律は多少異なりますが、一般的に、保護を受けるために、発明者または企業は技術分野の平均的な知識を持つ人が使用または再現できるように、発明について明確かつ詳細に明細書を作成して出願を特許庁に申請する必要があります。これらの明細書には通常、図面または図表が含まれます。この出願には、さまざまなクレーム、つまり、特許によって付与される保護の範囲を決定するのに役立つ情報も含まれます。その後、出願は特許庁が審査し、保護の対象となるかどうか判断します。

## 特許権および行使

**特許権者は、保護期間中、特許の対象となる領域内で特許発明を商業的に製造、販売、流通、輸入、使用する独占的権利を有します。**

権利者は、発明を自分で製造、販売、または使用するか、他人に有料で製造または使用させるか（ライセンス供与と呼ばれる）、または特許の権利者となる他人に特許を完全に売却することを選択できます。あるいは、特許発明を自社で使用するのではなく、競合他社による発明の使用を阻止するために使うこともできます。

特許権者に無断で特許発明が使用された場合、特許権者は当該国の国内裁判所で特許侵害を訴えることで権利を行使することができます。裁判所は通常、侵害行為を停止する権限を有しており、発明の不正使用に対して特許権者に金銭的補償を与えることもできます。

しかし、特許は法廷で異議の申し立てを受ける場合もあり、たとえば裁判所がそれに十分な新規性が認められないと判断したために無効であると判断した場合、特許は取り消され、権利者はその国での保護を失います。





## 国内保護、地域的保護、国際保護

発明者と企業は、特許保護を希望する地域を決定する必要があります。各特許庁は通常、出願申請と手続きの手数料に加えて、特許が付与された後の特許の維持に対して定期的に特許料を徴収します。また、法律や慣行が大きく異なる場合があります。出願人は通常、各国の認定特許代理人に対する代理人費用を支払う必要があるため、各国の国内法制度に対応するには多くの費用がかかります。

アフリカ広域知的財産機関 (African Regional Intellectual Property Organization、ARIPO) など、複数の国から構成されるグループがこれらの費用を削減するのに役立つ地域特許制度を開発しました。これらの制度のほとんどは、出願人がグループ内の1か国以上の国で発明の保護を要求し、各国がその境界内で特許保護を認めるかどうかを決定します。

WIPOは**PCT制度**を管理しています。これは、出願人が1回の出願で必要な数の締約国における特許協力条約に基づく保護を要求できるようにする国際制度です。

# 意匠

- 意匠権は、製品の美的また
- は装飾的要素、つまり見た目や感触を対象としています。

これらの美的側面は、現代経済において非常に重要になる場合があります。こんにち、消費者は膨大な数の製品に囲まれており、その中には同じ基本的機能を提供する多くの製品も含まれます。そのため、消費者は価格帯の中で最も魅力的なデザインのものを選ぶ傾向にあります。

意匠は、自動車、電話、コンピューター、包装および容器、技術的機器、医療機器、時計、宝石、電化製品、繊維デザイン、その他の多くの種類の商品など、さまざまな工業製品および手製の製品に適用されます。



## 保護の対象となるデザイン

意匠法は、製品の装飾的側面のみを保護します。その技術的特徴は、特許保護の要件を満たしている場合、特許によって保護される場合があります。

デザインは、物の形状や表面などの3次元的特徴、またはパターン、線、色などの2次元的特徴で構成されます。

ほとんどの国内法の下で意匠として保護の資格を得るには、デザインは新しく、ある程度の独創性または個性を示す必要があります。つまり、既存の意匠と同一または非常に類似してはいけなことを意味します。さらに、工業的に生産可能でなければならないので、一点物の芸術作品は対象になりません。

designs

# Industrial

## 意匠権

意匠権は、保護されたデザインの製品の大量生産、輸入、販売を管理する権利を権利者に与えます。他のほとんどの知的財産と同様に、名義人は自分で意匠権を利用したり、他人にライセンス供与または譲渡したりすることができ、権利の侵害を防ぐために関係国内裁判所で訴訟を起こすことができます。これは、所有者がデザインへの投資を回収する公正な機会を持ち、そのような投資を奨励することを意味します。

意匠権の保護期間は限られています。期間は国によって異なりますが、最大保護期間は少なくとも10年以上になります。権利者が最大限意匠保護を維持たい場合、多くの国では数年ごとの登録更新が必要です。

## さまざまな国内意匠法

意匠は、各国でさまざまな方法で保護されています。ほとんどの場合、企業またはデザイナーはデザインを保護するため意匠登録する必要がありますが、未登録の意匠に限定的な保護を与える国もあり、一部の国では「意匠特許」によって保護を与える場合もあります。

いくつかの国では、一部の意匠は著作権の対象となる芸術作品と見なされる場合があります。著作権の保護期間は登録意匠よりもはるかに長いので、これは権利者にとって有利な場合があります。

最後に、一部の国では国内法を使用してデザインを不公正な競争から保護することも可能です。

## 保護の取得

意匠権では属地主義が適用されるため、多くの国で保護が必要な場合、デザイナーや企業はさまざまな国に出願する必要があります。ただし、一部の国のグループには地域制度が存在します。

WIPOはハーフ制度を管理しています。意匠の国際登録に関するハーフ協定に基づき、出願人は選択した締約国で最大 100 の意匠を対象とする単一の国際出願を提出することができます。





# 商標

- 商標とは、ある企業の商品や
- サービスを他の企業の商品やサービスと区別できる標識です。

商標は何年も前から存在しています。遥か昔、職人は自分が手がけた仕事だということを証明するために、自身の作品に署名または捺印をしていました。そのような印を保護するために徐々に法律が発展しました。

近年では、商標はビジネスに不可欠です。商標にはあらゆる形状があり、膨大な数の商品やサービスを識別します。企業は、ブランドや商標の開発に膨大な時間とお金を費やしています。

法的保護により、商標の所有者は誰がそれを使用するかを管理できます。これは、企業が偽造者によって評判を損なうことなく商品やサービスを開発および宣伝できることを意味し、これにより消費者は商標が本物であると信頼できます。

# marks

## 商標のさまざまな種類

言葉、文字、数字、記号、色、写真、形やパッケージなどの3次元標識、ホログラム、音、さらには味や匂いなど、あらゆる種類の印を商標として使用できます。

登録の対象となるための基本原則は、商標は独特でなければならないということです。したがって、商標は単に製品またはサービスの一般的な説明ではありません。また、その種類の製品またはサービスに関してすでに登録または使用されている商標と同一（または非常に類似している）であってもいけません。

商標は、特定の企業の商品やサービスを識別するために使用されるだけではありません。団体商標もあり、それぞれが協会によって所有され、その会員によって使用されています。たとえば、会計士、エンジニア、建築家の専門家協会は、この種の商標をよく使用します。また、環境への影響が少ない製品の環境ラベルなど、製品またはサービスが特定の基準を準拠していることを示す認証マークもあります。

= 4u



## 商標の保護

商標を保護する最良の方法は、それを登録することです。登録商標の権利者は、誰がそれを使用するかを管理する独占的権利を持ちます。彼らはそれを使用して自分の商品やサービスを識別したり、他の誰かが使用できるようにライセンス供与または有料で譲渡したりできます。

地域で商標を登録するためには、出願人は知財庁に商標の複製とそれが適用される商品またはサービスの一覧を提出する必要があります。商標は十分に識別性があり、既存の商標との類似性がなく、誤解を招いたり、公序良俗に反するものであってはなりません。

商標が付与されると、権利者は商標が他者によって侵害された場合、関係国内裁判所で訴訟を起こすことができます。同様に、商標の権利者は、自分の商標に類似しすぎていると主張する第三者からの法的な異議申し立てを受ける場合もあります。

商標は限られた期間（ほとんどの国では10年間）しか付与されませんが、商標は使用されている限り、所有者が更新手数料を支払うことで何度でも更新できます。したがって、実際には商標は半永久的に保護されます。



## 国内保護、地域的 保護、国際保護

ほとんどの知的財産法と同様に、商標保護は属地主義の原則が適用されます。しかし、地域的・国際的制度がつくられ、多くの国で商標保護を受けるのが容易になりました。

WIPO は、**マドリッド制度**に基づいて商標の国際登録を提供しています。単一の出願申請により、出願人は同制度加盟国で、必要なだけ商標保護を得られます。登録商標を検索し、さまざまな地域での商標の更新管理に役立つオンラインツールもあります。

# 地理的表示

- 地理的表示は、特定の地理的
- 原産地を持ち、その原産地に起因する品質または評判を持っている製品に使用される標識です。

これには多くの例があります。フランスのロックフォールチーズ、インドのダーズリンティー、メキシコのテキーラリキュールなど、食べ物や飲み物によく使用されています。

地理的表示の付いた製品を購入する消費者は、その商品が実際に特定の場所で生産され、関連基準に準拠していることを確認したいと思っているため、貴重な評価を保護するために地理的表示の使用を管理する必要があります。

地理的表示に関する法律は複雑です。それらを保護するさまざまな法律と各国における各種の承認システムがありますが、国際法の下、国境を越えて保護が強化されています。



# indications



## 地理的表示の種類

地理的表示として機能するために、標識は産品が特定の場所で生産されたものであることの識別を可能にしなければならず、産品の品質、特性、評判は本質的にその原産地に起因するものでなければなりません。

これは、地域の気候や環境の影響を受ける農産物にあてはまる要件ですが、地理的表示は、スイスの時計など、その地域に卓越した製造の伝統と評判がある工業製品にも使用できます。

原産地名称は地理的表示の一種です。一部の国や地域では、原産地名称は他の地理的表示よりも厳しく保護されています。

## 地理的表示の保護

地理的表示の保護には主に3つの方法があります。:

- 特別な地理的表示法、いわゆる *sui generis* (独自の) 地理的表示制度を通じたもの。
- 団体商標または認証マークの使用。
- 行政による産品承認スキーム等、ビジネス慣行に焦点を当てた方法。

加盟国はこれらの方法を一つ以上使用し、それぞれで保護の条件や範囲など重要な点が異なる場合があります。ただし、*sui generis* 制度と団体商標または認証マーク制度は、どちらも定義された基準を遵守する人々による集合的使用の権利を設定するという点で類似しています。

基本的に、地理的表示により、正当な生産者（産品が特定の地域で生産され、関連するすべての基準を満たしている生産者）は、他の場所で生産された商品や別の基準で使用されている場合に、法律に基づいて地理的表示の使用を停止させることができます。

## 地理的表示 および商標

地理的表示は商標との類似点がいくつかあります。権利者は地理的表示の不正使用を防ぐことができ、団体商標または認証マークには定期的に再登録が必要ですが、権利は半永久的に存続します。

ただし、これら2つの種類の標識にも重要な違いがあります。商標は、企業がその商品やサービスを他社のものと区別するために使用され、権利者は他人がその商標を使用するのを防ぐことができます。さらに、商標は譲渡またはライセンス供与することができます。一方、地理的表示は、産品が特定の場所で生産され、その生産場所に起因する特定の特性を持っていることを消費者に保証します。また、地理

# indications

## 国際保護

的表示は、その場所に関連する特定の品質を共有する産品を製造する地域のすべての生産者が使用でき、所有権を変更することはできません。

他の種類の知的財産と同様に、国際法は、さまざまな国や地域における保護を補完し、強化するために発展しました。

原産地名称と「原産地表示」の国際的な認識は、1883年のパリ条約にまでさかのぼります。最近では、*知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (Trade-Related Aspects of Intellectual Property, TRIPS)* に、地理的表示の悪用を防ぐための追加条項がいくつか含まれました。

さらに、WIPO はリスボン制度を管理しています。これは、かつては原産地名称にのみ適用されていましたが、2015年に採択された原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定のジュネーブ改正協定により、同制度が拡張され、他の地理的表示も国際的に登録できるようになりました。

# 著作権および 著作隣接権

- 著作権、または著者の権利
- は、制作者が文学、芸術、科学に関する作品に対して所有する権利を説明するために使用される法的用語です。

著作権は、本、音楽、絵画、彫刻、映画だけでなく、コンピュータプログラム、データベース、広告、地図、製図など、広範な作品を対象としています。また、演奏家や、放送局、レコード製作者など、著作権で保護された作品に密接に関連する人々の権利を保護する著作隣接権という権利もあります。

著作権は、国内法と国際法の両方で保護されます。これらの法律は、創造的努力の文化的・社会的重要性とその大きな経済的価値を認めています。

著作権法の基本的な目的は、コンテンツ制作者、開発者投資家の利益と、創造的なコンテンツにアクセスし、使用できるという公共の利益との間で適切なバランスを取ることです。

## 著作権の対象となる作品

著作権は、テキスト、静止画または動画、音楽作品、彫刻や建築などの3次元形状、参考図書、データの収集など、さまざまな形式の創造的なアイデアの表現に適用されます。

国の著作権法が、全ての対象物を掲載した完全なリストを提供することはめったにありません。ただし、著作権は通常、アイデア自体、手順、操作方法、数学的概念は対象としません。





## 著作権が提供する権利

著作権には、経済的権利と人格権の両方が含まれます。本質的に、**経済的権利**には、作品の販売を管理する権利が含まれます。言い換えれば、著作権の権利者は、たとえば、翻訳、複製、実演、放送などにより、許可なく作品を複製または使用することを禁止できます。

権利者がこれらの権利をどのように行使するかは、各国の国内法によって異なりますが、著作権侵害があった場合、民事罰か刑事罰が科されます。

著作権には、著作者人格権も含まれます。これには特に、著者を作品の創作者として認め、創作者の評判を損なう可能性のある方法で作品が変更されないようにする権利を含みます。

## 著作権の譲渡および取引

一般的に、経済的権利は譲渡および分割することができます。権利者は、特定の条件下で誰かが作品を使用することに同意でき（ライセンス供与）、または権利を第三者に付与または売ることができます（譲渡）。また、著作権の権利者が死亡した場合、その相続人または後継者は経済的権利を継承します。

権利の譲渡は非常に頻繁に行われます。例えば、

- 本の著者、音楽の作曲家、レコード製作者は、ロイヤルティと呼ばれる支払いと引き換えに、出版社にライセンス供与したり、権利を譲渡したりすることができます。

- 多くの国では、創作者は作品の使用方法を監視し、創作者に代わってユーザーから支払いを回収するマネジメント会社にライセンス供与するか、権利を譲渡することができます。
- 著作権の権利者は、自分の作品を無料で提供するか、特定の条件下で他人に自由に使用させるかを選択できます。たとえば、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス基準に基づいて使用を許可する場合があります。

多くの国では、著作者人格権を取引または譲渡することはできませんが、創作者は、著作者人格権を放棄または行使しないことに同意することができます。

## 著作権および公益

著作権は、著作者が作品に対して公正な報酬を獲得できるようにすることで公共の利益に貢献し、それによってさらなる創造的な取り組みを奨励し、作品が適切に認められ、尊重されるようにします。

法律はまた、著作権の制限および例外として知られる特定の状況では、著作権の制限を適用すべきではないことを認めています。たとえば、多くの国では、著作権で保護された書籍であっても、通常の印刷物を読むのが困難な視覚障害やその他の身体障害のある人々がアクセスできるバージョンに権利者の許可なく作り変えることを認めています。現在、WIPO が管理する 2013 年のマラケシュ条約を通じて、国際法の下でこの例外が支持されています。この条約は、アクセ

ス可能な本の国境を越えた交換も規定しています。

さらに、著作権の経済的権利は限られた期間しか存続しません。いわゆる著作権の保護期間です。この期間が終了すると、作品はパブリックドメインになり、誰でも無料で使用できます。著作者人格権は、一部の国では期限があり、他の国では永続的です。

## 国内著作権法および国際著作権法

他の形態の知的財産と同様に、著作権についても各国や地域において各種国内法が存在します。ただし、国際法は特定の最低保護基準を定めています。

- 著作権は、作品が創作された時点で発生します。保護を得るために、創作者が作品を登録したり、その他の手続きを行ったりする必要はありません（ただし、一部の国では自主的な著作権登録スキームを運用しています）。
- 国は、著作者の生存中、および著作者の死亡後少なくとも 50 年間、ほとんどの著作物を保護する必要があります。
- 国際法は、著作権で保護された作品は、それらが作成された国だけでなく、ほとんどの国で一般的に保護されます。

これらの最低基準は、WIPO が管理する一連の国際条約によって保証されています。これらの条約の締約国は、著作権の保護期間を長くするなど最低基準以上の保護を提供できまが、最低基準以下の保護を提供することはできません。

## 著作隣接権

法律では、創造的な仕事に関与しているものの、歌手や俳優などの実演家、放送事業者、録音物を制作するレコード会社などの組織を含む、多くの法域で著作権保護の対象とならない特定の人々または団体の権利も保護します。

これらは著作権に関連しているため、著作隣接権または隣接権として知られています。

与えられる保護は著作権に似ています。一般に、権利者は、人々が許可なく自分の作品を録音、伝達、放送することを阻止できます。ただし、保護期間は通常、著作権よりも短くなります。ほとんどの国の保護期間は、公演、録音、放送した日から 50 年間です。

## 新しい課題

著作権法は、新しいテクノロジーや文化的慣習に合わせて進化する必要があります。たとえば、デジタルテクノロジーにより、作品のほぼ完全なコピーを低コストで作成および送信できます。インターネット時代の著作権と著作隣接権を保護するために、*WIPO 著作権条約 (WIPO Copyright Treaty、WCT)* と *実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約 (WIPO Performances and Phonograms Treaty、WPPT)* という 2 つの新しい国際条約が 1996 年に締結されました。そして 2012 年には、視聴覚的実演者の著作隣接権を保護するために *視聴覚的実演に関する北京条約* が採択されました。

しかし、課題も残っています。発展途上国の人々の伝統的な文化的表現は、グローバル化する経済においてどのように最大限保護することができるのでしょうか？ 3D プリントは著作権法で適切に保護されているのでしょうか？ 世界中のどこからでもオンラインで作品にアクセスできる現代に、ミュージシャンやアーティストが適切な支払いを受け取るようにするための最善策とは何でしょうか？

**WIPO は、進化する課題への対応策を各国が策定するのを支援します。**

# 世界知的所有権機関

WIPOは、知的財産に関するサービス、政策、情報、協力のためのグローバルフォーラムです。1967年に設立され、1974年に国連の専門機関になりました。

WIPOの任務は主に4つの要素で構成されています。

## 国際規定の形成

WIPOは、知的財産に関する国際法の策定と施行を支援しています。これまで見てきたように、ほとんどの知的財産法は国の管轄に限定されていますが国際法は、国境を越えた保護を促進するために重要です。

現在、WIPOによって管理されている25以上の国際的な知的財産条約があり、新しい課題に対処するための交渉が進行中です。WIPOは、各国が集まって新しい規定を交渉できる中立的な環境を提供し、さまざまな利害の間で公正なバランスを取ります。

## グローバルサービスの提供

WIPOは、国際出願および国際登録サービスを提供しています。この小冊子では、PCT制度に基づく国際特許出願、マドリッド制度に基づく国際商標登録、ハーグ制度に基づく意匠登録、リスボン制度に基づく地理的表示の登録など、多くの例について言及しました。また、WIPOは知的財産紛争の解決を支援する仲裁および調停サービスも提供しています。

WIPOはこれらのサービスに対する手数料を徴収しています。実際に、WIPOはそのような手数料の徴収を通じて収入の90%以上を得ています。これは国際機関にとっては珍しいことです。ほとんどの国際機関は、加盟国、つまりそれらの国の納税者から資金提供を受けていますが、WIPOの予算のほとんどはそのサービスを利用する人々や企業によって賄われています。

## 知的財産を開発に役立てるための国やパートナーとの協力

WIPOの任務の重要な部分は、すべての国が知的財産法と保護制度を使用し、その恩恵を受けられるよう支援することです。WIPOの加盟国の多くは、非常に洗練された知的財産制度を既に長年にわたって施行していますが、一部の発展途上国は現在もこの能力の構築に取り組んでいます。

## 情報と共有インフラの提供

WIPOは、グローバルな知的財産問題に関する包括的で公平な情報源となることを目指しています。この小冊子は、数多くあるWIPO出版物の1つで、他にも書籍、雑誌、経済研究、統計、その他多くの参考文献などがあります。

WIPOは、特許、ブランド、商標、原産地名称、知的財産法の膨大なデータベースなど、知識にアク

セスして共有するためのインフラも開発しました。

WIPOのウェブサイトからこれら豊富な情報にアクセスできます：  
[www.wipo.int](http://www.wipo.int).



世界知的所有権機関  
P.O. Box 18  
CH-1211 Geneva 20  
Switzerland

電話: +41 22 338 91 11  
Fax: +41 22 733 54 28

WIPO 外部事務所の問い合わせ先はウェブサイト [www.wipo.int/about-wipo/en/offices](http://www.wipo.int/about-wipo/en/offices) をご参照ください。

© WIPO, 2020

初版 2004年



表示3.0 IGOライセンス  
(CC BY 3.0 IGO)

本書内のWIPOに関係のない内容には、クリエイティブ・コモンズライセンスは適用されません。

写真: Getty Images

WIPO出版番号: 450J/20  
ISBN 978-92-805-3225-8

